

日バス協技第173号

平成30年6月29日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 三 澤 憲 一

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局整備課長から、別添「自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について」のとおり通知がありましたので、貴協会の会員事業者へ周知をお願い致します。

担当：技術安全部（山川・村山）

電話：03-3216-4015





別添

国自整第73号
平成30年6月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしています。

つきましては、貴会におかれましては、別添1及び別添2のほか、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、傘下会員に対して周知徹底されるようお願いいたします。



○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の三及び第九十四条の十、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車点検基準等の一部を改正する省令

（自動車点検基準の一部改正）

第一条 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

改正前

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第4 (被牽引¹⁾自動車の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと [3月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第4 (被牽引⁴⁾自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと [3月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(自動車分解整備事業者の遵守事項)

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

三(五) (略)

六 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

改正前

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第四十九条の二第二項において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(自動車分解整備事業者の遵守事項)

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。

三(五) (略)

六 運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。

2 七・八
・ 三
3 (略) (略)

2 七・八
・ 三
3 (略) (略)



(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第三条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(乗務員台帳及び乗務員証)

第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一〇十 (略)

2 (略)

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一〇四 (略)

4 (略)

(整備管理者の研修)

第四十六条 旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

一 整備管理者として新たに選任した者

二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

改正前

(乗務員台帳及び乗務員証)

第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一〇十 (略)

2 (略)

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第九号に掲げる写真をはり付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一〇四 (略)

4 (略)

(整備管理者の研修)

第四十六条 旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第四条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(自動車検査員の研修)</p> <p>第十四条 指定自動車整備事業者は、自動車検査員であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。</p> <p>一 自動車検査員として新たに選任した者</p> <p>二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(自動車検査員の研修)</p> <p>第十四条 指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。</p>

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第五条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



改正後	<p>(整備管理者の研修)</p> <p>第十五条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。</p> <p>一 整備管理者として新たに選任した者</p> <p>二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者</p>
改正前	<p>(整備管理者の研修)</p> <p>第十五条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。</p>

附 則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示
 自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

- 1 はじめに中「巻8,000万円」を「巻8,200万円」に改める。
- 3 定期点検の実施の方法(1) 四輪自動車などの表緩み及び損傷の項の次に次のように加える。

スピアタイヤ 取付装置の緩 み、がた及び 損傷			3月	3月	○ スピアタイヤを取り外し、次の点検を行います。 ・ スピアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
----------------------------------	--	--	----	----	---

						<p>やひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> スピアタイヤを取り付けた後、スピアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スピアタイヤの取付けに緩みがないかをスピアタイヤを強く押すなどして点検します。
ツールボックスの取付部の緩み及び損傷				3月	3月	<p>○ ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。</p>

附 則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

主な改正内容

1. 大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に係る定期点検整備の3ヶ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

2. 整備主任者の研修について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者が、自らが選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸監理部長又は運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講することとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

3. 自動車検査員の研修について

指定自動車整備事業規則の改正により、指定自動車整備事業者が、自らが選任した自動車検査員に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4. 自動車分解整備事業者における依頼者への料金の概算見積の提供について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積の提供について、PDF ファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

5. 整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければ

ならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

平成 30 年 6 月 27 日

自動車局 整備課

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

～ 事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～

国土交通省は、平成 30 年 10 月 1 日より、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤについて 3 ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年 10 月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年 10 月 27 日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）を改正し、本年 10 月より施行します。

1. 改正の概要

（1）自動車点検基準の一部改正

車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車の 3 ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の改正）

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（2）自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

2. スケジュール

公 布：平成 30 年 6 月 27 日（本日）

施 行：平成 30 年 10 月 1 日

<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、伊堂寺、下窪

代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639